

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
11	病院経営本部	履行確認及び評価の実効性を確保すべきもの	<p>PFI手法を導入している病院では、各事業契約書において、運営業務等について、事業者と協議の上策定する実施計画書に従い、業務の履行状況が要求水準を満たしているかどうかを判断・評価するためのモニタリングを行うとしている。</p> <p>サービス推進部は、各病院が行ったモニタリング結果の送付を受け、内容を確認し、必要に応じて病院に対してヒアリングを実施している。</p> <p>ところで、各病院のモニタリングの状況について見たところ、次のとおり、適切でない事例が認められた。</p> <p>① 多摩総合医療センターは、患者情報管理及び禁止食の配膳に係るインシデントについて、事業者から報告を受けているものの、モニタリングにおいて、その対応状況の分析・評価を行っていない。</p> <p>② 松沢病院では、事業者が、総括マネージャ業務の一環としてヘルプデスクを設置し、日常的な問合せ、意見等を一括して受け付け、各業務担当者に対して対応を指示しているが、平成25年3月末日までに対応することとなっている事案について、対応済みであるかを確認していないまま、3月期のモニタリングにおいて、同業務を評価している。</p> <p>これらは、PFI手法導入による病院運営には不可欠となる履行状況の確認及び評価が十分に行われていないことによるものであり、昨年度、同様の指摘をされた病院を奇数、複数の病院において認められたことから、部は、各病院のモニタリング状況を点検・指導するなど、履行状況の確認及び評価の実効性を確保する必要がある。</p> <p>各病院は、履行確認及び評価を適切に行われない。</p> <p>部は、各病院を指導するなど、履行確認及び評価の実効性を確保されたい。</p>	<p>多摩総合医療センターで、食事の提供業務に加え、医療事務における患者情報管理についても評価項目を新たに設定し、モニタリングにおいて、業務の対応状況の分析・評価を確実にを行うこととした。</p> <p>松沢病院では、ヘルプデスクの対応状況について、2週間ごとに受付内容及び調整中事項の進捗状況の報告を受けるとし、これを踏まえモニタリングを実施することとした。</p> <p>サービス推進部は、モニタリングを取り入れるよう各病院への指導を行い、各病院が課題管理表等の作成により、個々の課題が解決するまで確実にフォローできるようにすることとし、部でも各病院の課題管理表等を確認することとした。</p> <p>また、各病院でのモニタリングにおける評価に差が生じないよう、評価を5段階に統一させた。</p> <p>これらのことにより、履行確認及び評価の実効性を確保することとした。</p>

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
12	病院経営本部	アドバイザリー業務委託契約のあり方も含めて見直すべきもの	<p>病院経営本部は、PFI手法による病院運営に当たって、法務面、技術面等の助言を得ることを目的として、アドバイザリー業務委託契約をそれぞれ締結している。</p> <p>サービス推進部は、施設整備完了までは、施工管理等技術面での支援を、病院運営開始後は、運営に関して事業者と病院との契約をめぐめる交渉が事業者と対等にできるように、病院側の知識の不足や契約書本文の縦書き解釈に係る法務面等での支援を求めているとしている。</p> <p>しかしながら、各病院の運営状況及び当該契約の実績について見たところ、次のとおり、問題点が認められた。</p> <p>① 病院運営の支援について、改善を要する事例が発生していたが、当該契約の目的である専門的な助言及び支援が十分に得られていない状況であった。</p> <p>② 病院運営に係る知識の提供について、同じ調査(全国の病院のPFI事業の状況)を行っていることや、既に本部及び先行病院が持っているPFI手法の基本的知識を改めてまとめさせているなど、履行内容の指示が適切でない。</p> <p>このように、PFI手法による病院運営を支援するというアドバイザリー業務委託契約が、現状においては、当該契約の目的が十分に果たされているとはいえない状況であることから、部及び病院は、当該契約がPFI手法導入による効果を最大限に得るために有効なものとなるよう見直しが必要がある。</p>	<p>多摩総合医療センター及び松沢病院の平成25年度のアドバイザリー業務委託契約は、仕様が「事業推進に関する支援」等としており、これに対し、平成26年度における各病院のアドバイザリー業務委託契約では、病院の個別課題に対する支援に改めた。</p> <p>また、契約内容の見直しに伴い、契約金額も削減した。</p>

<p>番号 13 病児経営本部</p>	<p>対象局 修繕業務の支払事務を適正に行うべきもの</p>	<p>事項 小児総合医療センターは、PFI手法による病院運営を実施している。事業契約書において、修繕業務は、計画的修理修繕と計画外修理修繕とに分けられており、計画外修理修繕の履行方法、支払手続等については、「修繕に関する覚書」(締結日：平成22.4.1)により定められている。この覚書では、支払手続として、事業者は修繕費用の相当性を根拠付ける資料を提出すること、病院は事業者による業務の履行の結果を確認し承認すること、などを定めている。</p> <p>ところで、計画外修理修繕に係る支払手続について見たところ、次のとおり適正でない点が認められた。</p> <p>① 修繕に要した費用について、施工業者作成の見積書などの費用の根拠資料が添付されておらず、請求書の内容が妥当なものか確認できない。</p> <p>② 修繕履行年月日及び履行確認年月日が確認できないものがある。病院は、支払手続を遵守しよう事業者を指導するとともに、履行確認を確実に行う必要がある。</p>	<p>監査結果の要約</p>	<p>講じた措置の概要</p> <p>事業者と調整の結果、平成26年4月より、以下のとおり運用を行っている。</p> <p>① 原則として修繕の着手前に、事務局が伝票や見積書等で必要性及び費用の妥当性を確認している。</p> <p>② 修繕履行年月日及び履行確認年月日については、事業者が提出する完了報告書及び修理請求書兼処理伝票で確認するとともに、支出原簿に添付することとした。</p>
-----------------------------	------------------------------------	--	----------------	--

[平成25年財政援助団体等監査]

【指摘事項】

<p>番号 14 産業労働局 (公益財団法人東京都中小企業振興公社)</p>	<p>対象局 補助金の執行を適切に行うべきもの</p>	<p>事項 支援助事業として下請企業振興事業の執行状況について見たところ、以下の状況が認められた。</p> <p>① 公社は、平成23年度の東京都中小企業データベース運営支援事業補助金において、情報セキュリティ強化に係るサブポートプロジェクトへの報償費108万円を補助金の算定に含めている。</p> <p>しかしながら、当該サブポートプロジェクトの業務は、情報セキュリティに関する全社的取組として年次計画の策定及びそれに基づき取組の支援等であり、中小企業データベースの運営に係るものではないこと、同様の業務について平成24年度では東京都中小企業振興公社管理運営費補助金の算定に含めていることから、これを東京都中小企業データベース運営支援補助金の算定に含めることは適切でない。</p> <p>② 公社は、平成24年度の東京都下請企業振興事業費補助金において、中小企業データベースのサービスマン設置場所の変更、ソフトウェア更新、改修等に伴う経費461万5,345円を補助金の算定に含めている。</p> <p>しかしながら、当該経費は、中小企業データベースの運用形態の変更等を目的としたものであることから、東京都中小企業データベース運営支援補助金の算定に含めるべきであり、東京都下請企業振興事業補助金の算定に含めることは適切でない。</p> <p>また、局は、これらの状況を認め、両補助金を精算しており、適切でない。</p> <p>公社は、補助金の執行を適切に行われた。局は、補助金の審査を適切に行われた。</p>	<p>監査結果の要約</p>	<p>講じた措置の概要</p> <p>公社は、平成25年度の補助金執行について適切に行うよう、平成26年1月21日の部長例会にて周知した。</p> <p>現在は指摘内容を踏まえ、補助金執行について間違いない適正に処理している。</p> <p>局は、平成26年1月16日の中小企業データベース運営支援事業臨時会議にて、補助金の執行について指導を行うとともに、審査を適正に行うよう周知した。</p> <p>また、平成26年4月18日に平成25年度東京都下請企業振興事業に係る検査を、平成26年4月30日に平成25年度東京都中小企業データベース支援事業及び平成25年度東京都中小企業振興公社管理運営事業に係る検査をそれぞれ実施し、適正に執行されていることを確認した。</p>
--	---------------------------------	--	----------------	--

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
15	都庁整備局 住宅部住宅供給公社	住宅長期不在届の事務処理を適切に行うとともに、公社に対する指導を徹底すべきもの	東京都営住宅条例第21条第2項及び同施行規則第25条の規定に基づき、都営住宅を1月以上使用しない使用者は、住宅長期不在届を知らせる事業者に提出することになっている。都営住宅は、原則として1年以内とし、1年を超えれば使用者に対して住宅返還を求めるとしている。また、局は、不在期間が1年を経過し、帰宅できない場合であっても、①病院等から都営住宅へ帰宅する可能性のあるものについては、個別の状況等に応じて再申請を認めること、②帰宅する可能性が全くないものや都営住宅を使用する必要があるものについては、使用者に対して住宅返還を求めるとしている。しかしながら、目白、赤羽、練馬及び府中の各窓口センターにおいて、住宅長期不在届について見たところ、入院等の期間が5年以上の長期である事例、都営住宅から特別養護老人ホームなどの施設に生活の場を異動させている事例について、公社は、再申請を認めているものの、具体的な状況等は記録されておらず、再申請を認めることが適切であるか、住宅返還を求めないかなどを判断できない状況となっている。	局では、平成25年10月21日付けで、①長期不在届を受け付ける際には、疾病や身体等の状況等をよく確認すること、②入院等の期間が長期に及び、住宅明渡しを求めるとどうか、公社での判断が困難な事例については、局に判断を求めるとなどの取扱いをするよう、改めて公社を指導した。 公社では、平成25年10月21日付けで局から受けた指導に基づき、同年11月7日に開催した窓口センター所長会において、①長期不在届の受理時に不在理由等を必ず聴き取り、聴取内容を都営住宅管理総合システムに記録すること、②公社において判断が困難な場合は、局と協議すること等について周知を図り、この取扱いに従って事務を行うこととした。 また、平成26年4月17日に開催した都営窓口係長会議にて、不在理由の聴取内容及び都営住宅管理総合システムへの入力について再周知し、同年5月1日付けで社内通知を行った。局では、公社において判断が困難な事例について、協議及び都営住宅管理総合システムへの入力内容の確認を行っている。

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
16	産業労働局 (地方独立行政)法人東京都立産業技術センター)	利用料金に係る事務手続を適正に行うべきもの	法人は、中小企業支援・産業振興のため製品等の品質・性能の評価等を行う依頼試験業務及び新製品・新技術開発等に供する機器利用業務について、それぞれ依頼試験実施要綱及び機器利用実施要綱を定め、業務運営を行っている。 機器利用における利用料金の支払については、機器利用実施要綱では、利用料金の支払は、会計窓口での現金払や銀行振込等による前納が原則とされているが、法人の承認を得ることにより後納の支払も認められている。ところで、①前納の場合、機器利用担当者(専)等で確認すること、②後納の場合、要綱に定める後納申請・承認の手続を事前に行い、機器利用を認める必要がある。しかしながら、後納の承認手続も行われず、銀行振込日前に機器利用がなされた事例が認められた。	平成26年1月28日の幹部会にて、利用料金の前納及び後納手続について、前納の場合は利用前に必要な納入が完了していることを確認後に、また、後納の場合は認後に、また、後納の場合は認後に、所屬長が「機器利用申込書および承諾書」に決裁印を捺印することとし、適正に実施している。

[平成25年行政監査(東京都における災害対策～震災直後における組織体制の機能維持について～)]

【指摘事項】

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
17	福祉保健局	震災発生を想定した参集訓練を行うべきもの	福祉保健局が所管する保健所(西多摩保健所外5所)は、震災時には地域防災計画に基づき、被災市町村に情報・連絡調整役の保健師を派遣するなど、市町村を支援するほか感染症対策等の保健所活動を行うとされている。 そこで、各保健所は、特別非常配備態勢時(夜間休日等に震度6弱以上の地震発生時)には、所々の全職員が所属の保健所へ参集することとしている。 ところで、多摩小平保健所及び南多摩保健所における参集訓練について見たところ、監査日(多摩小平保健所:平成25.10.17、南多摩保健所:平成25.10.18)現在、過去に参集訓練を実施していないことが認められた。 局は、両保健所において、定期的に震災発生を想定した参集訓練を行われない。	平成25年11月27日に開催した保健所庶務係長会において、多摩地域の全部保健所において、参集訓練を実施することを確認した。 その後、平成26年1月22日に開催した保健所庶務係長会において、具体的な実施時期や実施方法について議論を行った。 平成26年5月9日付けで参集訓練の実施方法等に関する規定を定めた実施要領を作成し、5月9日に多摩地域の全保健所に通知を行った。 その後、平成26年6月19日に多摩小平保健所、7月1日に南多摩保健所において、参集訓練を実施し、地震等発生時における経路確認を行うとともに、危機管理に対する職員の意識高揚を図った。
18	福祉保健局	東京都災害備蓄倉庫被災状況確認要員を適切に指定すべきもの	福祉保健局では、「災害時における東京都災害備蓄倉庫被災状況確認要員の指定に関する要綱」(平成18年6月局長決定)において、震災等が発生し特別非常配備態勢が取られた場合に災害備蓄倉庫近隣に居住する職員を「東京都災害備蓄倉庫被災状況確認要員」(以下「確認要員」という。)として事前に指定し、毎年度、倉庫被災状況確認訓練等を実施している。 ところで、確認要員の決定原議を確認したところ、確認要員については、毎年度6月初旬に決定し、期間は当該の年度末までとしていることが認められた。 このため、毎年度、年度当初から確認要員決定までの約2か月間は、確認要員が指定されておらず、空白期間が生じており適切でない。 局は、毎年度、約2か月間の空白期間が存在しないよう、確認要員を適切に指定したい。	災害備蓄倉庫の被災状況確認要員については、平成26年3月に「災害時における東京都災害備蓄倉庫被災状況確認要員の指定に関する要綱」(平成18年6月局長決定)を改正し、下記により、確認要員の空白期間が生じないよう対応した。 ① 新たな確認要員が指定されるまでの間は従前の確認要員が継続してあたることとした。 ② 確認要員が、居住地の移転や他局への異動等により不在となる期間が生じる倉庫がある場合は、新たに確認要員を指定するまでの間、生活福祉部計画課救助物資計画担当係長を当該備蓄倉庫の倉庫確認要員代理とすることとした。

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
19	福祉保健局	備蓄医薬品の管理を適正に行うべきもの	福祉保健局は、地域防災計画に基づき、震災時において、救急医療班や医療救護所に医薬品等を供給できるよう、災害用救急医療資器材・単品補充用医薬品を、立川地域防災センター内集中備蓄倉庫(以下「立川防災倉庫」という。)ほか7倉庫に保管している。倉庫に保管されている備蓄医薬品の管理状況を現場確認したところ、監査日(平成25.10.2)現在、使用期限(平成25.6)の切れている医薬品が見受けられた。局によると、これは、平成25年度第1四半期に買換えする予定であったものを失念したものである。 局は、災害時において、期限切れ医薬品が使用されることのないよう、備蓄医薬品の管理を適正に行われない。	倉庫に備蓄されている全ての医薬品と医薬品リストに記載された使用期限との照合を行った。その上で、使用期限切れ医薬品に代わる補充用医薬品の事前購入手続を総務局に申請し、平成25年12月に承認されたため、平成26年2月28日に契約を締結し、同年3月26日に納品を受けた。 また、平成25年度末に医薬品の更新期限を再確認し、平成26年度更新計画からは月単位で管理することで買替えの失念などを防ぐようとした。 今後も、使用期限を適切に更新計画に反映させ、期限切れが生じないように事務取扱を改善していく。

〔平成25年度各会計歳入歳出決算審査〕

【指摘事項】

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
20	生活文化局	公有財産について<出資による権利>	出資による権利1億2,000万円(公財)東京都歴史文化財団出せん金)が登録漏れとなっている。	登録漏れとなっていた出資による権利1億2,000万円について、平成26年6月25日に、財産情報システムに登録した。
21	環境局	公有財産について<出資による権利>	出資による権利8億1,968万5,831円(公財)東京都環境公社出せん金(集合住宅等太陽熱導入促進事業)ほか2件)が過大に登録されている。	過大に登録されていた出資による権利について、平成26年9月4日に、財産情報システムから削除した。
22	福祉保健局	物品について	① 物品2点(顕微鏡ほか1点)が過大に登録されている。 ② 物品1点(衣箱)が登録漏れとなっている。	① 顕微鏡について、平成26年8月6日に物品管理システムから削除した。 また、自動現象装置については、平成26年6月27日に物品管理システムから削除した。 ② 浴槽について、平成26年6月2日に物品管理システムに登録した。
23	産業労働局	公有財産について<出資による権利>	出資による権利3億6,163万5,921円(公財)東京都豊洲水産振興財団出せん金ほか1件)が過大に登録されている。	過大に登録されていた出資による権利について、平成26年8月8日に財産情報システムの修正を行った。
24	建設局	公有財産について<土地>	土地343.23㎡(胤島川水門監視所敷地ほか3件)が過大に登録されている。	過大に登録されていた4件の土地について、平成26年8月6日に財産情報システムから削除した。
25	建設局	公有財産について<建物>	建物35.96㎡(芝久保調整池管理棟)が過大に登録されている。	過大に登録されていた建物について、平成26年8月18日に財産情報システムから削除した。
26	港湾局	公有財産について<土地>	土地1,541.47㎡(御蔵島港護岸道路用地ほか3件)が過大に登録されている。	過大に登録されていた土地について、平成26年8月11日に財産情報システムから削除した。

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
27	港湾局	公有財産について<動産>	浮標42個(中央防波堤内側灯浮標)が過大に登録されている。	過大に登録されていた浮標について、平成26年8月11日に財産情報システムから削除し、改めて同月12日に物品管理システムに入力した。
28	東京消防庁	物品について	物品1点(電源装置)が過大に登録されている。	過大に登録されていた物品1点について、平成26年8月7日に物品管理システムから削除した。

〔平成26年定期例監査〕

【指摘事項】

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
29	主税局	同一画地の認定を適正に行うべきもの	豊田都税事務所における固定資産税及び都市計画税の課税状況について見たところ、監査日（平成26.2.27）現在、その形状、利用状況等から見て、一体をなしていると思われる複数の筆を同一画地として認定し評価していない事実が認められた。	本件については、現地調査を踏まえ平成26年5月8日に所有者へ利用状況を確認した。複数筆を同一画地として評価することについて、地方税法第417条第1項の規定及び地方税法第17条の5第5項の規定に基づき、賦課決定の期間制限である平成21年度から平成25年度分について、平成26年5月30日に価格等修正決定を、同年6月10日に課税決定を行った。 なお、課税超過の額59万1,400円は、平成26年6月27日に全額還付済みである。また、再発防止を図るため、平成26年9月18日に開催した全体総務担当課長会において報告し、都税事務所を含め局全体に注意喚起を行った。
30	主税局	同一画地の認定を適正に行うべきもの	練馬都税事務所における固定資産税及び都市計画税の課税状況について見たところ、監査日（平成26.2.7）現在、その形状、利用状況等から見て、一体をなしていると思われる複数の筆を同一画地として認定し評価していない事実が認められた。	本件については、現地調査を踏まえ平成26年4月8日に所有者より利用状況を確認した。複数筆を同一画地として評価することについて、地方税法第417条第1項の規定及び地方税法第17条の5第5項の規定に基づき、賦課決定の期間制限である平成21年度から平成25年度分について、平成26年4月30日に価格等修正決定を、同年5月9日に課税決定を行った。 なお、課税超過の額1万8,400円は、平成26年5月23日の還付及び同年6月2日の納付により、同年6月2日まで処理済みである。また、再発防止を図るため、平成26年9月18日に開催した全体総務担当課長会において報告し、都税事務所を含め局全体に注意喚起を行った。

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
31	主税局	土地の用途の認定を適正に行うべきもの	足立都税事務所において、土地の課税状況について見たところ、所は、Aが所有する土地のうち、一般貸付駐車場に用いられている土地を「住宅用地」として認定している。しかしながら、この土地については、周囲がブロック塙で囲われており、監査日（平成26.2.17）現在、駐車場利用者を募集していることが認められた。	本件については、平成26年6月6日に所有者より住宅用地等申告書の提出を受け、その後、現地調査、申告内容の確認を行った。非住宅用地への変更について、地方税法第417条第1項の規定及び地方税法第17条の5第5項の規定に基づき、賦課決定の期間制限である平成22年度から平成25年度分について、平成26年6月30日に価格等修正決定をし、同年7月10日に課税決定を行った。 なお、課税不足の額6,900円は、平成26年7月25日に全額納付済みである。 また、再発防止を図るため、平成26年9月18日に開催した全体総務担当課長会において報告し、都税事務所を含め局全体に注意喚起を行った。
32	生活文化局	印刷物の契約を適正に行うべきもの	都民生活部における平成25年度の旅券申請案内の印刷に係る契約について見たところ、部は、第1回目を11万6千部印刷することとして随意契約とし、一方、第2回目は3万5000部印刷することから予定価格が100万円を超えるために入札としている。しかしながら、両件の契約は、配布先のうち旅券課ほか2か所が同一であること、また、印刷物の内容も同一であることから、1回にまとめて競争入札とすべき契約であった。	「東京都旅券申請のご案内」に係る印刷物の契約に当たっては、法令改正の時期、及び区市町村に対して申請書様式を送付する時期を踏まえ、計画的な発注を行うため、「印刷・配布計画」を作成し、平成26年4月24日の課内会議にて周知を図った。 今年度の発注に当たっては、法令改正（外務省・平成27年1月以降予定）等による大幅改訂に備え、必要以上に在庫を抱えることのないよう所要量を精査し、慎重に積算の上、発注を行った。今後は本計画に基づき、印刷物の契約を適正に行っていく。

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
33	オリエンタル・パブリックサービス準備局	高所作業における安全を確保するよう、受注者を適切に指導、監督すべきもの	スポーツ推進部は、「岩洲海岸公園ヨット訓練所健康新築その他工事(その2)」(契約金額：8,650万3,200円、契約期間：平成25.8.5～平成26.1.30)を締結している。 ところで、艇庫における「2階バルコニー防水工事」及び艇庫の屋上における「空木受けプレート取付工事」の施工状況について見たところ、2m以上の高さの高所作業であるにもかかわらず、工事の受注者は、転落防止措置である安全帯の使用等、墜落災害を防止するために必要な措置を講じていない状況が認められた。 これらは、危険な作業であり、労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第32号)第519条の規定に反している。	大規模な工事では工事定例会、小規模な工事では指定する日時の連絡会等において、作業工程における高所作業の有無を事前に確認し、高所作業がある場合は現場作業員への安全帯の装着等を指示するとともに、安全対策の徹底について、文書を提示して現場代理人を指導し、これまでに以上に法令遵守を徹底した。
34	都庁整備局	契約内容の変更を適正に行うべきもの	東部住宅建設事務所は、建替を予定している都営住宅21団地について、建替計画案の作成を目的として、平成25年度に「都営住宅団地基本調査(その1)」委託契約(契約金額：300万3,000円、契約口：平成25.4.23、履行期限：平成25.8.5)を締結している。 このうち、計画案案配置図(以下「配置図」という。)については、調査対象団地ごとに3案ずつ作成、また、事業スケジュール及び建替計画(以下「事業スケジュール」という。)については、調査対象団地ごとに1案ずつ作成することとしている。 ところで、成果品について見たところ、21団地のうち、配置図を3案作成したのは5団地のみで16団地は1案のみであったこと、また、事業スケジュール等を作成したことは確認された。 しかしながら、成果品の数量変更について、所は、文書による正規の意思決定手続を踏まらず、また、変更に伴う契約金額の検証も行っていないことは適正でない。	平成26年4月2日に事務所内において開発課係長会を開催し、委託契約等において適切に進行管理を行い履行確保に努めることを職員に周知徹底した。 また、成果品の数量変更等が生じる場合には適切に契約変更手続を行ひ、変更に伴う契約金額の検証を行うことと併せて周知徹底した。 今後、調査委託について、定期的に作業内容、状況等を担当係長等がチェックリストを用いて点検し、課長に報告する体制を整えた。

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
35	福祉保健局	リース契約に係る積算を適切に行うべきもの	リース契約の積算については、総務局が毎年作成する「情報システム関係の単価基準等について」(以下「単価基準等」という。)に基づきものとされており、単価基準等では、リース料について、物件価格と初期導入費用の合計にリース料率を乗じて算出することなどが示されている。 ところで、府中看護専門学校、青梅看護専門学校及び芝浦食肉衛生検査所におけるリース契約について見たところ、以下のとおり、適切でない事例が認められた。 ① 府中看護専門学校における「東京都立府中看護専門学校OA室用サーバー及びプリンターの借入れ」契約では、契約目途額の算出において、積算内訳が、物件価格と初期導入費用の合計にリース料率を乗じて算出しておらず、月額リース料の金額のみが表示となっている。 ② 青梅看護専門学校における「OA室用サーバー外1件の借入れ」契約では、契約目途額の算出において、積算内訳が、月額リース料の金額のみが表示となっている。 また、「ネットワーキング機器の借入れ」契約では、リース料とは別途算出する月額保守料の積算内訳がなく、算出根拠が確認できない。 ③ 芝浦食肉衛生検査所における「カスケットプラザ質量分析装置の借入れ」契約及び「超高速液体クロマトグラフの借入れ」契約では、契約目途額の算出において、積算内訳が、月額リース料の金額のみが表示となっている。	総務部契約管理課では、監査の指摘を受け、平成26年9月10日に「契約事務手続の適正な執行について(依頼)」を發出し、各事業所及び各課へ再発防止のための周知徹底を図った。 府中看護専門学校、青梅看護専門学校及び芝浦食肉衛生検査所は、今後、当文書に基づき適切に積算をすることともに、再発防止に努めることとした。

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
36	福祉保健局	土壌汚染調査委託契約を適正に行うべきもの	医療政策部は、北多摩看護専門学校等の仮設校舎建設用地について、土壌汚染の有無を把握することを目的として、「東京都北多摩看護専門学校仮設校舎土壌汚染調査(概況調査)委託」(契約金額:1,355万4,500円、契約期間:平成25.12.26~平成26.2.28。以下「当初契約」という。)をBと契約締結している。 また、部では、調査の追加部分を「東京都北多摩看護専門学校仮設校舎土壌汚染調査(概況調査)追加調査」(契約の相手方: B、契約金額:20万6,850円、契約期間:平成26.1.27~平成26.2.28。以下「追加契約」という。)として契約締結している。 部によると、追加契約を行った理由は、当初契約において、特記仕様書に記載されている十検分析項目のうち、第3種特定有害物質の調査項目としている「有機リン」を「ホリ塩化ピフエニル」に変更したこと及び各調査数量も変更したことによるものであるとしている。 しかしながら、このような変更が生じた場合は、追加契約によるのではなく、当初契約において、契約変更にて対応すべきであり、契約変更事務手続を行っていないことは適正でない。	総務部契約管理課では、監査の指摘を受け、平成26年9月10日に「契約事務手続の適正な執行について(依頼)」を发出し、各課及び各事業所へ再発防止のための周知徹底を図った。 医療政策部では、今後、当文書に基づき、契約の仕様内容に十分に確認するとともに、調査項目、数量等の変更が生じた場合は、追加契約又は契約変更の方法によるのか十分に確認し、契約手続を適正に進めていく。

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
37	福祉保健局	建物・設備管理を適正に行うべきもの	健康安全研究センターは、「東京都健康安全研究センター建物・設備管理委託」(契約金額:4,326万円、契約期間:平成25.4.1~平成26.3.31)を契約締結し、仕様書において冷房・冷凍装置の保守点検を年2回行うことを定めている。 ところで、本契約における保守点検報告書を見たところ、年2回点検のいずれにおいても仕様書で指定しているフロンコンプレックス4.06カ所のうち、4カ所については、点検を行っていないまま履行確認を行っており適正でない。	点検を行っているにもかかわらず4カ所のうち、2カ所については現状のままでも点検が可能であることを委託業者と確認し、平成26年5月28日に点検を実施した。残りの2カ所については点検口を設置しないと点検ができないため、施工業者に依頼し、6月16日に点検口を設置し、6月25日に点検を実施した。 これらにより、平成26年度第1回保守点検から、仕様書で指定している全4.06カ所の点検について実施済みとなっている。 また、総務部契約管理課では、監査の指摘を受け、平成26年9月10日に「契約事務手続の適正な執行について(依頼)」を发出し、各課及び各事業所へ再発防止のための周知徹底を図った。 健康安全研究センターは、今後、当文書に基づき、確実に履行確認を行い、再発防止に努めることとした。
38	福祉保健局	不具合箇所に対する対応を速やかに行うべきもの	動物愛護相談センターは、「消防用設備等点検業務委託(城南島出張所)」(契約金額:29万4,000円、契約期間:平成25.6.24~平成26.2.28)を契約締結し、総合点検と外観・機能点検を委託している。 ところで、センターでは、平成25年7月の総合点検において、ハロゲン化物消火設備の不具合が報告され、さらに平成26年1月の外観・機能点検でも同様の報告がされているものの、監査日(平成26.5.12)現在においても補修が行われていない。	ハロゲン化物消火設備の不具合については、平成26年7月29日に補修を完了した。 また、総務部契約管理課では、監査の指摘を受け、平成26年9月10日に「契約事務手続の適正な執行について(依頼)」を发出し、各課及び各事業所へ再発防止のための周知徹底を図った。 動物愛護相談センターは、今後、当文書に基づき、設備の安全管理を適切に行うとともに再発防止に努めることとした。

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
39	病院経営本部	リース契約に係る積算を適切に行うべきもの	<p>リース契約の積算については、総務局が毎年作成する「情報システム関係の単価基準等について」(以下「単価基準等」という。)</p> <p>に基づきものとされている。単価基準等では、リース料について、物件価格と初期導入費用の合計にリース料率を乗じて算出すること、また、リースにより調達されるパソコン本体及びソフトの参考価格が示されている。</p> <p>ところで、各病院におけるリース契約について見たところ、以下のとおり、適切でない事例が認められた。</p> <p>① 広尾病院における「電子レセプト点検システム機器の借入れ」契約では、契約用途額の算出において、積算内訳が、物件価格と初期導入費用の合計にリース料率を乗じて算出しておらず、月額リース料の金額のみの表示となっている。</p> <p>② 広尾病院における「栄養管理システム機器及びソフトの借入れ」契約では、契約用途額の算出において、リース料とは別途積算した5年分の保守料にリース料率を乗じている。</p> <p>このため、リース期間全体で積算額15万2,100円(監査事務局試算)が過大となっている。</p> <p>③ 墨東病院における「病理・細胞診検査業務支援システムの借入れ」契約では、契約用途額の算出において、リース料の積算の基礎となる物件価格及び初期導入費用の算出根拠書類が保存されていない。</p> <p>また、パソコン本体及びソフトの価格については、特段の理由なく、単価基準等により示された参考価格を超えている。</p> <p>このため、リース期間全体で積算額47万4,420円(監査事務局試算)が過大となっている。</p>	<p>本部は、平成26年6月30日に用度係長会を実施し、リース契約の積算に係る適正な事務処理について、各病院への指導を行った。</p> <p>各病院では、保内会議を開催し、積算作業の重要性等に関して再度周知徹底を図り、保員に対して全契約の積算内訳や算定根拠の再確認を指示し、係長が直接点検を行い、精査を完了した。</p> <p>また、今後については、病院経営本部への事前協議及び意思決定文書の協議を徹底し、再発防止に努めることとした。</p>

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
40	病院経営本部	購入契約に係る検査を適正に行うべきもの	<p>墨東病院では、救命救急センター業務支援システムの端末機として使用するデスクトップパソコン式の購入契約(契約件名:救命救急センター業務支援システムクライアント端末の買入れ、契約期間:平成26.2.26～平成26.3.31、契約金額:492万4,500円)を締結している。</p> <p>病院は、本契約の仕様書において、履行期限までにパソコン9台を、院内に既存の本システムネットワーク上で操作できるように設定することを定めている。</p> <p>しかしながら、監査日(平成26.5.26)現在、パソコン9台が、病院地下1階倉庫に納入時の梱包されたままの状態で保管されており、履行が完了していないにもかかわらず、平成26年3月31日付けで検査完了し、支払ったことは適正でない。</p>	<p>本部は、平成26年6月30日に用度係長会を実施し、適正な検査の実施について、各病院への指導を行った。</p> <p>病院は、指摘事例の主な要因が、新棟の増設工事の遅延から派生したことであることから、今後、工事の進捗と関連する購入契約等について、工期を詳細なスケジュールを確認するなど、工事担当部署と連携の強化を図るとともに、保内においても履行の確保の徹底を周知し、仕様書の履行確認を確実に行っていくこととした。</p>
41	産業労働局	職業能力開発センター施設設備使用に係る実費の徴収を適正に行うべきもの	<p>各職業能力開発センター及びびセンターが所管する校(以下「センター等」という。)は公共職業訓練を行っており、このうち人材育成プログラザを設置しているセンター等では、中小企業や事業主団体等が社員教育等を実施する場合には、その施設設備を使用している。</p> <p>東京都立職業能力開発センター条例(昭和46年条例第44号)は、施設設備の利用者は実費を負担することとし、センター等は、雇用就業部が定める「都立職業能力開発センター施設設備使用に関する事務処理要綱」(昭和57年3月31日付56労経職計第581号)に基づき、光熱水費のうち電気料相当分を使用者から徴収している。そのうち200ポルト電源を使用した場合の実費を300円と定めている。</p> <p>しかしながら、多摩職業能力開発センター中校では、平成25年度において、200ポルト電源の使用に係る電気料の実費全件について、使用者から徴収しておらず、適正でない。</p>	<p>平成26年5月30日、保内で適正な業務遂行について周知を図り、以後、適正に実費の徴収をしている。</p>

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
42	産業労働局	即時性のない案件を単価の割り増しが無い別契約により施工すべきもの	<p>森林事務所 (以下「事務所」という。)は、林道の管理者として、所管する林道における小規模災害等の緊急対応をすることを目的として、林道維持管理工事契約 (単価契約) を、林務出張所の管轄区域ごとに締結している。</p> <p>これらの契約の実施に当たり、事務所は「林道維持関係 (単価契約) 取扱基準」(平成22年11月10日付22産勞農森第499号、以下「取扱基準」という。)を定め、取扱基準によれば、本件単価契約の対象は即時性のある工事のみとされている。</p> <p>また、特記仕様書では「委託者は、機動力を有する作業班を常備し、契約締結の日から直ちに工事ができる体制を保持すること」と定めていることから、事務所は、積算に当たって人員確保の必要性を踏まえ、全ての工事の労務費を割り増ししている。</p> <p>ところで、事務所は各契約において林道の草刈りを指示しているが、即時性があつたと認められない事例が確認された。</p> <p>これらの草刈りについては、林道の日常的な点検や過去の実績を踏まえて計画的に実施することが可能であるため、即時性のある工事のみを対象とする本件単価契約によって施工することは適切でない。</p>	<p>平成26年6月25日に所内全体係長会において、定例監査実施時に指摘のあった内容について周知し、適正な事務処理について指導を行った。</p> <p>また、平成26年9月4日、出張所職員を対象とした林道維持管理工事の研修会を実施し、即時性のない取扱いなどについては林道維持管理工事契約で行わないよう指示した。</p> <p>再発防止策として、研修会で配布した資料をマニュアルとして備え付け、不明な点はすぐ参照できるようにした。</p> <p>また、各出張所が発注する際には、係内で書類の相互チェックを行う、さらに、発注前に所長が発注内容を確認する旨の事務フロー図を平成26年10月16日付で作成し、これにより発注を行うこととした。</p> <p>なお、監査日以降は、即時性のない草刈りについて、林道維持管理工事契約では行っていない。</p>

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
43	産業労働局	履行期限の延長に係る事務処理及び完了検査を適正に行うべきもの	<p>森林事務所 (以下「事務所」という。)は、林道の管理者として、所管する林道における小規模災害等の緊急対応をすることを目的として、林道維持管理工事契約 (単価契約) を、林務出張所の管轄区域ごとに締結している。</p> <p>このうち、「浅川管内林道維持管理工事その2 (単価契約)」では、平成26年2月10日の指示として、駒木野林道等の除雪及び倒木処理を同年2月14日までに行うよう指示している。</p> <p>この指示の実施状況を工事記録写真で確認したところ、除雪については履行期限内に完了したものの、倒木処理は履行期限を超過していることが認められた。</p> <p>これは、除雪作業完了後に再度降雪があつたため倒木処理の着手が遅れたことから、履行期限が超過したものであるが、このような場合には、履行期限の延長について適正な事務処理を行った上で、委託者に通知すべきである。</p> <p>しかしながら、事務所は、履行期限の延長について事務処理することなく、また、履行期限までに工事が完了したものであるとして完了検査を合格としていることは適正でない。</p>	<p>平成26年6月25日に所内全体係長会において、定例監査実施時に指摘のあった内容について周知し、適正な事務処理について指導を行った。</p> <p>また、平成26年9月4日、出張所職員を対象とした林道維持管理工事の研修会を実施し、履行期限の工期変更に関する手続について再度周知を図った。</p> <p>再発防止策として、研修会で配布した資料をマニュアルとして備え付け、不明な点はすぐ参照できるようにした。</p> <p>また、各出張所が発注する際には、係内で書類の相互チェックを行っている。</p>
44	産業労働局	指示工事の中止について適正に意思決定を行い書面で通知すべきもの	<p>森林事務所 (以下「事務所」という。)は、林道の管理者として、所管する林道における小規模災害等の緊急対応をすることを目的として、林道維持管理工事契約 (単価契約) を、林務出張所の管轄区域ごとに締結している。</p> <p>このうち、「多摩川管内林道維持管理工事その2 (単価契約)」における平成26年3月7日の指示書を見たところ、事務所が林道の除雪を指示し、委託者も事務所の指示を受けたとしていたものの、当該工事は行われていないことが認められた。</p> <p>このことについて、事務所は、当該工事の施工の必要がなくなったため中止し、その旨を委託者には口頭で通知したとしているが、中止に關しての意思決定及び当該工事の中止を書面で通知したことを確認できない。</p>	<p>平成26年6月25日に所内全体係長会において、定例監査実施時に指摘のあった内容について周知し、適正な事務処理について指導を行った。</p> <p>また、平成26年9月4日に出張所の担当者を対象とした林道維持管理工事の研修会を実施し、中止に關する意思決定や契約相手方への中止に關する通知を書面で行うよう、周知を図った。</p> <p>再発防止策として、研修会で配布した資料をマニュアルとして備え付け、不明な点はすぐ参照できるようにした。</p> <p>また、各出張所が発注する際には、係内で書類の相互チェックを行っている。</p>

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
45	産業労働局	業務実績 に応じて適 正に契約変 更すべきも の	島しょ農林水産総合センターは、東京港管 理事務所日の出庁舎において、島しょ地域等 における農林水産業の振興のほか、同庁舎の 管理を行っている。 ところで、センターは、庁舎の警備及び来 庁者の案内を目的として、警備業務委託契約 を締結している。この契約は当初、閉庁日 のみを業務の対象としていたが、閉庁日 に庁舎の定期清掃及び機器の保守点検を行 うため、平成25年7月22日に、8月以降 の毎月2回(合計16回)の閉庁日にも警備 業務を行うとする契約変更をしている。 この閉庁日の警備業務実績について、警備 業務日誌により確認したところ、16回中 9回の実績であるが、センターは委託代金の 全額を支出していることが認められた。 しかしながら、警備業務実績のない日につ いて代金を支出することは適正でなく、契約 変更によって警備日数を減じ、その日数に相 当する金額8万1,900円(監査事務局試 算)を減額すべきであった。	平成26年度の契約につ いて、機械設備点検の中止等 で警備を行う必要がなくな った場合は、実績に応じた減 額変更をする旨、受託業者と 覚書を取り交わした。
46	中央卸売市 場	工事の積 算を適正に 行うべきも の	多摩ニュータウン市場は、市場内の路面補 修工事(契約金額:79万8,000円、契 約期間:平成25.6.11~平成25.6. 27)及び南門詰前道路路面補修工事(契約金 額:81万9,000円、契約期間:平成25. 9.26~平成25.10.11)に係る契 約を締結している。 積算における単価は、局積算基準を見る と、標準的な工事の単価は、局で定めた標準 単価を採用し、標準単価にない場合は、次の 順位で採用することになっている。 ① 建設資材定期刊行物 ② 公表価格(カタログ価格) ③ 見積価格 ところで、積算に関して見たところ、いず れの工事についても、場内路面の不具合箇所を 補修する単純な工事であることから、局で定 めた標準単価を採用すべきであったにもか かわらず、市場は見積価格を基に積算して いる。 また、南門詰前道路路面補修工事について、 市場が誤って実測面積(5.8㎡)と相違する 数字(7.5㎡)を用いて設計したことにより、 積算額が10万9,300円(監査事務局試 算)過大なものとなっていた。	多摩ニュータウン市場で は、平成26年4月7日に事 務所内において、監場内会議 (係会)を開催し、監査指 標を十分に踏まえ、積算に当 っては基準を遵守すること、 及び積算金額についてはチ ェックを複数で実施するこ とについて周知徹底した。

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
47	中央卸売市 場	契約事務 を適正に行 うべきもの	世田谷市場は、関連棟屋外便所漏水他補修 工事(契約締結日:平成25.11.22、 契約金額:78万7,500円、契約期間: 平成25.11.22~平成25.12.13) に係る契約を締結している。 本件契約には5件の工事が含まれており、 水道の漏水補修のように緊急に実施する必 要がある工事(以下「緊急工事」という。) と非水管理修や食堂の排水管への点検口取 付・高圧洗浄などのそうでないものが混在 している。 ところで、契約書類に添付された工事記録 写真及び市場の車両受付簿等の日付から、本 件工事の主要な部分は、契約締結日前の平成 25年11月16日に施工されていたこと が確認された。 緊急工事については、工事が実施された日 を基に契約手続を行うことが認められてお り、便所フラッシュバルブ漏水補修に關する 工事については、それに該当する。 しかしながら、実際に工事が実施された日 とは異なる日付で施工したとして契約手続 を行ったことは、事後契約となり、適正でな い。	世田谷市場では、平成 26年4月8日に事務所内 において、課内検討会議を開 催し、監査指標を十分に踏ま え、各種規定に基づき適正な 契約事務を行うよう適正な の確保作業を徹底すること、 緊急工事を他の工事と混同 して契約手続を行わないと なつた場合は関係部署と協 議の上、適正な事務手続を行 うこと、について周知徹底を 図つた。 24日に本庁で全市場の管 理職を集め、拡大局長会を 実施し、加えて、同年5月9日 に全市場の担当者を集め、契 約事務担当者会を実施し、契 約事務の適正化について周 知した。
48	中央卸売市 場	契約手続 を適正に行 うべきもの	事業部は、世田谷市場南棟による電波障害 が発生している地点(対象戸数:1戸)にお ける東京スカイリ―完成後の変化の有無 を調査するため、世田谷市場周辺部電波障害 詳細調査委託(契約金額:13万6, 500円、契約期間:平成25.8.13~ 平成25.8.30)を締結している。 部は、契約の仕様として、調査ポイント 3点、調査アンテナの高さを1.2mとし、 9放送局の受信状況を確認することとして いる。 ところで、本件契約の履行状況を見たところ、 仕様で示された調査ポイントとは異なる 地点を調査した報告が提出されていた。 これは、調査ポイントのうち1点におい て、既存の電柱が支障となつたことから必要 な調査ができず、受託業者が部からの指示に より、他の調査ポイント1点で調査アンテナ の高さを変え、調査ポイントを3点確保した ことによるものであった。 しかしながら、部は、調査ポイントの変更 指示を行うに当たり、契約変更を行ってお らず、契約変更を行わないまま調査ポイント を変更したことは、適正でない。	事業部では、平成26年 5月20日に事業部施設課 の全体会を開催し、監査指 標を十分に踏まえ、契約手続 の適正化を図るため、仕様書作 成時においては現場の状況 について支障物などの確認 を徹底すること、また、発注 時の仕様と異なる状況が生 じたときは速やかに変更手 続を進めることについて周 知徹底を図つた。 さらに、平成26年5月 9日に本庁において、全市場 の担当者を集めて契約事務 担当者会を実施し、契約事務 の適正化について周知した。